

当組合の自己資本の充実の状況等について

定性的な開示事項

1.自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、コア資本基礎項目とコア資本調整項目で構成されております。コア資本基礎項目は出資金・資本剰余金と利益剰余金等で構成されております。

なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

○普通出資

- ①発行主体:房総信用組合
- ②コア資本に関わる基礎項目の額に算入された額 1,158百万円
- ③配当率 年0.5% (2025年度実績)

○非累積的永久優先出資

- ①発行主体:房総信用組合
- ②コア資本に関わる基礎項目の額に算入された額 4,960百万円
 - ※4,960百万円のうち、2,480百万円は優先出資金、2,480百万円は資本準備金に計上しております。なお、令和7年6月に資本準備金のうち1,228百万円は繰越欠損金の補填に充当しております。
- ③配当率 年0.33%

2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

3.信用リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な考え方を明文化した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、さらには与信集中リスク抑制のため、大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

貸倒引当金は、資産の「自己査定基準」「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

ロ.リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポーチャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

4.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、様々な角度から可否の判断をしております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、民間保証等がありますが、その手続については、組合が定める規定や基準書等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を行う場合があります。

この際、組合が定める手続書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、パーセルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金が該当します。

このほか、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポーチャーの種類に偏ることなく分散されております。

5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引は該当がありません。

6.証券化エクスポーチャーに関する事項

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7.オペレーショナル・リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生じることから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

ロ.オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

8.銀行勘定における出資等又は株式等エクスポーチャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポーチャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、株式関連投資信託、全国信用協同組合連合会等への出資金が該当します。

このうち、当組合が保有する上場株式、株式関連投資信託にかかるリスク管理については、ALM(資産と負債の総合管理)委員会を設置し、金融・経済動向の把握や金利予測等を行い、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等市場関連リスクへの迅速な対応など、適切なリスク管理に努めています。

なお、非上場株式や全信組連出資金・千葉中小企業再生ファンド出資金等については、業務上の保有で投資目的ではありません。

9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

イ.リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の動向によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響をさしますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測を行い、ALM委員会で検討協議するとともに、その結果を経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ.内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「完全再評価法」…信用組合業界で構築したSKC—ALMシステムを用いて、基準月のイールドカーブ(=期間ごとの市場金利)に金利ショック幅を加算し、変動後のイールドカーブで理論値を求め、基準月の現在価値とその理論値との差額を金利リスク量として計測する手法です。

・計測対象

「資産運用・調達勘定」のうち金利感応度資産

・コア預金

対象：流動性預金

算定方法：①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高

③現在残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限。

・金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

・リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

定量的な開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度	経過措置による不算入額	令和7年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	4,994,100		5,163,336	
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,994,100		4,890,026	
うち、利益剰余金の額	—		—	
うち、外部流出予定額(△)	—		22,618	
うち、上記以外に該当するものの額	—		295,929	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	204,968		318,427	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	204,968		318,427	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,199,068		5,481,763	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2,067	—	1,996	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2,067	—	1,996	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	2,067		1,996	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,197,000		5,479,766	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	49,824,278		49,831,368	
資産(オン・バランス)項目	49,804,074		49,811,164	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—		—	
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス取引等項目	20,204		20,204	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,273,812		4,315,595	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	54,098,090		54,146,964	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	9.60		10.12	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らして自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は、国内基準により自己資本比率を算出しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	49,824	1,992	49,831	1,993
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	49,824	1,460	49,722	1,988
(i) ソブリン向け	1,111	44	172	6
(ii) 金融機関向け	12,374	494	12,266	490
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	201	8	200	8
(iii) カバード・ボンド向け				
(iv) 法人等向け	13,711	548	12,888	515
(v) 中小企業等・個人向け				
(vi) 中堅中小企業等・個人向け	8,344	333	8,639	345
トランザクター向け	82	3	80	3
(vii) 抵当権付住宅ローン				
(viii) 不動産取得等事業向け				
(ix) 不動産関連向け	6,004	240	6,177	247
自己居住用不動産等向け	1,879	75	1,721	68
賃貸用不動産向け	2,434	97	2,116	84
事業用不動産関連向け	1,691	67	2,339	93
その他不動産関連向け				
ADC向け				
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等				
(xi) 三ヶ月以上延滞等				
(xii) 延滞等向け	3,161	126	2,698	107
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	3	0	16	0
(xiv) 出資等				
出資等のエクスポージャー				
重要な出資等のエクスポージャー				
(xv) 株式等	786	31	1,509	60
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー				
(xvii) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	424	16	424	16
(xix) その他	3,896	155	4,928	197
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスクウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引				
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	—	—	—
⑦中央精算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	4,273	170	4,315	172
BI			2,877	115
BIC			0	0
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	54,098	2,163	54,146	2,165

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「三ヶ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーです。

5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破綻更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的な損失を伴う売却を行うこと

③3ヶ月以上限度額を超過した当座貸越であること

6. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。

7. 当組合では、マーケットリスクに関する事項は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

＜オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3)信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和6年度	令和7年度	貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外の オフ・バランス取引	令和6年度	令和7年度	債 券		デリバティブ取引		令和6年度
国 内	131,803	127,693	61,796	61,092	8,330	10,585	—	—	5,626	4,849
国 外	198	199	—	—	198	199	—	—	—	—
地域別合計	132,001	127,892	61,796	61,092	8,528	10,784	—	—	5,626	4,849
製造業	5,885	5,351	3,715	3,369	2,170	1,982	—	—	981	399
農業・林業	810	584	810	584	—	—	—	—	60	60
漁業	920	525	920	525	—	—	—	—	275	4
鉱業・砕石業・砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	6,357	6,238	6,258	6,039	99	199	—	—	181	74
電気・ガス・熱供給・水道業	589	341	94	44	495	297	—	—	—	—
情報通信業	2	28	2	28	—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業	1,420	1,254	1,420	1,254	—	—	—	—	167	159
卸売業・小売業	5,888	5,695	5,302	5,302	586	393	—	—	224	204
金融業・保険業	61,677	56,016	1,504	1,505	1,294	1,296	—	—	—	—
不動産業	7,859	7,685	6,873	6,891	986	794	—	—	588	845
各種サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	46	96	46	96	—	—	—	—	—	—
学術研究・専門・技術サービス業	311	228	311	228	—	—	—	—	—	—
宿泊業	3,066	2,811	3,066	2,811	—	—	—	—	1,165	855
飲食業	1,984	1,864	1,984	1,864	—	—	—	—	1,234	1,221
生活関連サービス業・娯楽業	1,020	899	1,020	899	—	—	—	—	27	73
教育・学習支援業	—	1	—	1	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	1,386	1,373	1,386	1,373	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,509	3,965	4,509	3,965	—	—	—	—	323	554
その他の産業	1,200	1,165	1,200	1,165	—	—	—	—	6	4
国・地方公共団体等	12,061	15,431	9,166	9,611	2,895	5,820	—	—	—	—
個 人	12,201	13,527	12,201	13,527	—	—	—	—	395	390
その他	2,810	2,815	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	132,001	127,892	61,796	61,092	8,528	10,784	—	—	5,626	4,849
1年以下	68,004	60,801	3,167	2,790	2,798	1,988	—	—		
1年超3年以下	8,954	8,180	5,411	5,602	3,543	2,578	—	—		
3年超5年以下	5,012	4,565	4,013	4,366	999	199	—	—		
5年超7年以下	5,631	6,376	5,631	5,447	—	929	—	—		
7年超10年以下	7,958	12,211	7,958	7,818	—	4,393	—	—		
10年超	36,227	35,378	35,040	34,684	1,187	694	—	—		
期間の定めのないもの	215	381	573	381	—	—	—	—		
その他	—	—	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	132,001	127,892	61,796	61,092	8,528	10,784	—	—		

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和6年度	185	286	—	185	286
	令和7年度	286	318	—	286	318
個別貸倒引当金	令和6年度	870	2,719	162	708	2,719
	令和7年度	2,719	2,303	704	2,014	2,303
合 計	令和6年度	1,056	3,006	162	893	3,006
	令和7年度	3,006	2,621	704	2,301	2,621

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
製造業	18	687	687	167	—	548	18	139	687	167	167	6
農 業	—	14	14	18	—	—	—	14	14	18	—	18
林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	8	58	58	31	7	27	2	31	58	31	1	2
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	34	86	86	13	9	0	25	85	86	13	18	0
卸売業、小売業	51	120	120	710	15	5	36	115	120	710	35	9
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	64	218	218	446	55	0	9	217	218	446	97	16
各種サービス	577	1,199	1,199	742	34	120	542	1,079	1,199	742	100	33
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	115	333	333	172	40	0	75	332	333	172	161	4
合 計	870	2,719	2,719	2,303	162	704	707	2,015	2,719	2,303	580	92

(注)当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

令和6年度					令和7年度				
CCF・信用リスク削減効果適用前			CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前			CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の 合計額 (CCF・ 信用リスク削減 効果適用後)
告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			告示で定める リスク・ウェイト 区分 (%)	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	23,284	—	—	23,231	40%未満	23,762	—	—	23,700
40%～70%	7,168	2,793	7.000	7,339	40%～70%	6,829	3,228	10.000	7,003
75%	10,582	6,057	1.000	10,085	75%	10,229	5,427	10.000	9,822
80%	—	—	—	—	80%	—	—	—	—
85%	13,152	85	10.000	13,005	85%	12,641	31	10.000	12,475
90%～100%	2,771	43	26.000	2,764	90%～100%	3,076	23	10.000	3,055
105%～130%	1,257	—	—	1,254	105%～130%	1,776	—	—	1,766
150%	860	4	6.000	844	150%	522	6	9.000	520
250%	—	—	—	—	250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—	400%	0	—	—	—
1250%	—	—	—	—	1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	その他	—	—	—	—
合 計	59,077	8,983	3.000	58,525	合 計	58,839	8,717	10.000	58,345

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,475	1,384	—	—	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③カバード・ボンド	—	—	—	—	—	—	—	—
④法人等向け	385	343	—	—	—	—	—	—
⑤中堅中小企業・個人向け	1,000	948	—	—	—	—	—	—
⑥不動産関連向け	31	21	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け	—	1	—	—	—	—	—	—
賃貸用不動産向け	12	6	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	18	13	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
⑦劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑧延滞エクスポージャー	16	16	—	—	—	—	—	—
⑨自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—
⑩株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
⑪その他	41	53	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等に保証されたエクスポージャー)を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は、派生商品取引及び長期決済期間取引に該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は、証券化エクスポージャーに該当する取引はありません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,925	2,925	3,413	3,413
非上場株式等	40	40	38	38
合 計	2,965	2,965	3,452	3,452

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
売却益	—	57
売却損	1,307	—
償 却	1,307	57

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー(いわゆるファンド)にかかる売買損益は含まれておりません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	52	592

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
評価損益	—	—

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(8) 金利リスクに関する事項

【銀行勘定における金利リスクに関する事項】

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	129	686

(注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、パーセンタイル値を金利ショックとして金利リスクを算出しております。

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	二
		ΔEVE		ΔNII	
		当 期 末	前 期 末	当 期 末	前 期 末
1	上方パラレルシフト	831	342	34	0
2	下方パラレルシフト	0	0	6	298
3	スティープ化	650	435		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	831	436	34	298
		ホ		ヘ	
		当 期 末		前 期 末	
8	自己資本の額	5,479		5,197	

(注) 1. 金利リスクの算定方法の概要は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

インターネットバンキングサービスの取扱いをしています。

ご自宅等のパソコンを利用してインターネットを経由して、お取引口座の残高や入金明細の照会サービスがご利用いただけます。さらに、お取引口座から当組合の本支店および他の金融機関への振込・振替ができる便利なサービスです。

また、振込手数料は窓口をご利用いただくよりもお得です。

《重要なお知らせ》

インターネット・バンキングにおいて、不正送金被害が発生しています。

ご利用者におかれましては、次のような対策をご実施ください。

1. ご利用者のパソコンの状態に関する対策

- (1) 基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新する。
- (2) パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新する。

2. インターネット・バンキングの運用における対策

- (1) パスワードを毎月変更する。
- (2) 振込・払戻しなどの限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定する。
- (3) 不審なログイン履歴がないかを確認する。
- (4) ワンタイムパスワードをご利用していない振込・振替の限度額を20万円とする。

お問い合わせ、ご照会先

総務部事務課 **0475-22-5111** 受付時間／9:00～17:00
(土・日・祝日、1月1日～3日、5月3日～5日、12月31日は除く)

当組合のマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置(リスクベース・アプローチ)を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針(基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針)・手続(マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等)・計画(マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム)等を整備してまいります。

なお、金融当局ならびに千葉県警察の指導により、当組合では、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

手数料一覧【令和8年4月1日現在】（単位:円(消費税率10%を含む)）

	区分	自組合宛		他行宛	
		組合員	員外	組合員	員外
振込手数料	窓口	電信扱	5万円以上 1件	220	330
			5万円未満 1件	110	110
		文書扱	5万円以上 1件	—	—
			5万円未満 1件	—	—
	視覚障害者振込	5万円以上 1件	220	440	
		5万円未満 1件	110	275	
		1万円未満 1件	110	165	
	ATM	5万円以上 1件	220	440	
		5万円未満 1件	110	275	
		1万円未満 1件	110	165	
資金移動	インターネットバンキング	5万円以上 1件	220(330)	385(495)	
		5万円未満 1件	110(220)	165(275)	
	定額自動送金	5万円以上 1件	110	330	440
		5万円未満 1件	110	110	385
	インターネットバンキング関連	個人向け		法人向け	
		基本手数料(年額)		1,320	
	振込先事前登録料	1件		55	
				—	
	支払場所				
		当組合本支店		1件	
		電子交換		1件	
		個別取立		普通扱	
代金取立	取立手形店頭呈示料			1件	
				1,100	
				1件	
				880	
	送金・振込戻料			1件	
				880	
	取立手形組戻料			1通	
				1,100	
	不渡手形返却料			1通	
				1,100	
組戻・返却	依頼返却料			1通	
				1,100	
	異議申立預託手続料			1件	
				5,500	

※代金取立：窓口等で即時入金する3日券扱いの手形・小切手については無料です。

※インターネットバンキング振込手数料の()内は、モアタイムシステム時の手数料となります。

当座預金	小切手帳(50枚綴り)	1冊	1,100
	約束手形帳(50枚綴り)	1冊	2,200
	自己宛小切手	1枚	550
	マル専手形	1枚	550
	当座預金開設手数料	1口座	11,000

その他の手数料	個人情報開示手数料	基本事項	1,100
		基本事項以外	3,300
	株式払込手数料	5千万円未満	株式払込の3/1,000+消費税
		5千万円以上	株式払込の2/1,000+消費税
	貸金庫	小 9,240～16,500(年間)	770～1,375(月額)
		中 13,200～23,760(年間)	1,100～1,980(月額)
		大 19,800～33,000(年間)	1,650～2,750(月額)
	両替手数料※1	1枚～50枚	無料
		51枚～500枚	550
		501枚～1,000枚	1,100
硬貨入出金手数料※2	硬貨入出金	1,001枚以上	500枚毎に550円加算
		1枚～50枚	無料
		51枚～500枚	550
	硬貨入出金	501枚～1,000枚	1,100
		1,001枚以上	500枚毎に550円加算

※1.両替手数料について

- ・両替枚数は、お客様が「ご持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「お持ち帰りになる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方の枚数となります。
- ・ご預金からのお引出しの際に金種をご指定される場合、ご指定の硬貨枚数の合計枚数に応じて、手数料をお支払いいただきます。
- ・一日に複数のご両替や複数のご名義で一度にご両替を行う場合、また、一つの口座から複数の払戻請求書に分けてお引出しされる場合には、合計枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。

※2.硬貨入金手数料について

- ・窓口での入金、振込、納付時に硬貨枚数に応じた手数料をいただきます。
- ・一日に、または同時に複数回に分けて入金の場合、硬貨枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。
- ・ご持参いただいた硬貨の金額算定後に入金、振込、納付を取り止める場合も算定した枚数に応じて手数料をお支払いいただきます。

証明書等	残高証明書	継続	店頭受取550、郵送880
	※指定書式とは手書きによる詳細表示の場合や持込様式等その他の書式とします。	都度	1,100
		監査法人向け	3,300
		指定書式	1,650
	取引履歴証明書	窓口扱1件(1名さま)但し、10枚を超える場合、1枚あたり55円をいただきます。照会期間は、過去10年までと致します。	660
	支払利息証明書	期間1年につき	330
	融資証明書	1件	11,000
	取引履歴照会	10枚まで	550
		10枚超の場合1枚	55
	その他の証明書	1件	330

融資関連	手形貸付手形用紙代	新規・書替	1枚	220
	取引約定書用紙代	新規(消費者ローン含む)	1枚	220
	金銭消費貸借証書用紙代		1枚	220
	担保差入書用紙代	新規・差替・追加	1枚	220
	変更契約証書用紙代		1枚	220
	その他融資関係用紙代		1枚	220
	債務保証	新規・期間延長	1件	2,200
	信用照会	コスモスネット	1件	3,300
	一部繰上返済事務手数料	一般融資		11,000
		住宅ローン(注)	11,000～33,000	
融資関連	繰上返済事務手数料	一般融資		11,000
		住宅ローン(注)	11,000～33,000	
		一般融資		11,000
	条件変更事務手数料	1債権を越えた場合は1債権毎に1,100加算		
		住宅ローン		11,000
	(注)住宅ローン繰上返済手数料算出基準	返済額(万円単位)×0.55% 但し、融資実行後3年以内は、上限金額88,000円とさせていただきます。		
	全国保証	新規事務手数料		55,000
		固定金利事務手数料		5,500
	再発行	返済予定表		330
	一般融資	(設定額5千万円以下)		33,000
不動産担保事務		(設定額5千万円超)		55,000
	住宅ローン			33,000
	全国保証(保証付ローン)			22,000
	追加設定・極度額変更	一般・住宅		11,000
	順位変更・債務者変更・その他変更等			11,000
	地区外担保は上記設定手数料に55,000加算させていただきます。			
	※地区外は定款第4条に記載されている地区以外			
	担保物件の一部抹消			11,000
	根拠当権抹消(1件につき)※抵当権を含む			11,000
	原因証書紛失委任状発行			11,000

ATMご利用手数料	当組合カード利用	平日	8:00～21:00	無料
		土曜日	8:00～21:00	無料
		日祝日	8:00～21:00	110
	他行カード利用	平日	8:00～8:45	220
			8:45～18:00	110
		土曜日	18:00～21:00	220
	ゆうちょ銀行キャッシュカードご利用	土曜日	8:00～21:00	220
		日祝日	8:00～21:00	220
			8:00～8:45	220
	他信用組合提携キャッシュカードご利用 しんくみお得ネット	平日	8:00～8:45	220
			8:45～18:00	110
		土曜日	18:00～21:00	220
再発行	証書・通帳		8:00～8:45	220
			8:45～14:00	110
			14:00～21:00	220
	各種カード(喪失の場合)		8:00～21:00	220
			8:00～21:00	220

再発行	証書・通帳	1枚	1,100
	各種カード(喪失の場合)	1枚	1,100
	その他の再発行(各種計算書など)	1枚	330

集金手数料	1回	1回あたり	5,500
	週1回以下	月額	22,000
	週2回	月額	44,000
	週3回	月額	66,000
	週4回	月額	88,000
	週5回	月額	110,000

※当組合ATM稼働時間は、店舗により異なっております。

※土日祝日は、本店、鶴川支店のみご利用が可能です。

※お取扱時間、手数料は、他行・コンビニの対応により異なる場合がございます。

※「しんくみお得ネット」サービスタイム(お引出し手数料無料)

平日 8:45～18:00の出金

土曜日 9:00～14:00の出金

詳しくは、最寄り店舗か当組合HPでご確認願います。

URL: <https://www.boshin.jp>

ディスクロージャー誌掲載用語集

用 語	解 説
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標のことで、自己資本比率規制において総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる率のことで、率が高いものほどリスクが高いことを意味します。
適格格付機関	金融機関がリスクを算出するに当たって用いることができる、金融庁長官が適格性の基準に照らして適格と認めた、格付を付与する格付機関のことです。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
バーゼルⅢ	バーゼルⅢは、世界的な金融危機の再発を防ぎ、国際金融システムのリスク耐性を高めることを目的として策定されました。具体的には、銀行が想定外の損失に直面した場合でも経営危機に陥ることのないよう、自己資本比率規制が厳格化されました。 わが国を含む世界各国において2013年から段階的に実施されており、最終的には2028年から完全実施される予定になっています。
派生商品取引(デリバティブ取引)	有価証券や通貨、金といった金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品をいいます。具体的には、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
ALM	Asset Liability Management (アセット・ライアビリティ・マネージメント) 資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートの上のリスク管理方法です。
金利ショック	金利の変化(衝撃)のことで、上下200BP(1ベース・ポイント=0.01%)の平行移動や、1%タイル値と99%タイル値といった算出方法があります。
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内(2.5年)として金融機関が独自に定めます。
パーセンタイル値	計測値の分布(ばらつき)を百分率で表したものです。 計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99%タイル値は99パーセント目の値です。
クレジット・デリバティブ	債権や債券の信用リスクを、スワップやオプションの形にした金融商品のことで、もともと信用リスクをヘッジ(回避・低減)する目的で開発されたものであり、債務者である会社の信用力を指標にして将来に受け渡す損益を決めます。従来のデリバティブでは金融商品などの価格変動を対象にしていますが、クレジット・デリバティブでは信用リスクを対象にしています。
リスク・アセット	リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)に対し、リスクの大きさに応じた掛目を乗じ、再評価した資産の額です。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅡ(新自己資本比率規制)において、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
コア資本	2014年3月末から国内基準行を対象に、新たな自己資本規制(新国際統一基準(バーゼル3))が適用となりました。 従来の、Tier1(基本的項目)とTier2(補完的項目)の区分が廃止され、普通株や内部留保、公的資金の優先株、一般貸倒引当金から構成されています。 なお、Tier2(補完的項目)に分類されていた劣後債や劣後ローンはコア資本から控除されます。
ポートフォリオ	保有している金融資産の集合体のことです。

お客さま、犯罪にご注意ください!

<ぼうしんからご利用のお客さまへのお願い>

通帳・印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意ください!

通帳・印鑑・キャッシュカードのうち一つでも紛失した場合には、直ちにお取引店またはお近くの本支店までご連絡ください。(本支店の連絡先は34ページをご覧ください。)
 なお、当組合休業日及び営業時間外(早朝・深夜)は、右記番号へご連絡ください。

当組合休業日・営業時間外のご連絡先

信組情報サービス自動機集中監視センター

047-498-0151

暗証番号の変更はお済みでしょうか?

最近、偽造・盗難キャッシュカードにより預金が不正に引き出される被害が増加しています。

お客さまにおかれましては、そうした被害に遭われぬよう、以下の点に日頃から十分ご注意ください。

- 暗証番号は、生年月日、自宅の電話番号・番地、勤務先の電話番号・番地、自動車のナンバー、4桁すべて同じ番号、連続した番号等他人に推測されやすい番号の利用は避けましょう。
 推測されやすい暗証番号をご使用されているお客さまは、すみやかに変更されることをお勧めします。
- 第三者に暗証番号を知らせたり、キャッシュカードを渡したり、キャッシュカードの裏面や手帳・メモ用紙などに暗証番号を書いて保管することはやめましょう。
- キャッシュカードの暗証番号をロッカー、貴重品ボックス等で使用しないようにしましょう。
- キャッシュカードを自動車内等の他人の目につきやすい場所に放置することはやめましょう。
- キャッシュカードも通帳や印鑑と同様に大切なものですので、厳重な管理をお願いします。
 長時間お手元から離れないようにしましょう。
- ATMご利用の際は、のぞき見されないようご注意ください。また、ATMのご利用明細書をむやみに捨てることはやめましょう。
- 当組合の職員や警察官がATMコーナーや電話等で暗証番号をお尋ねすることはありません。ご不審な場合は、お取引店へご照会ください。

※暗証番号のご変更は、お取引店の窓口までお申出ください。

偽造・盗難キャッシュカード被害への補償について

当組合が定める規程に従い、被害に遭われたお客さまに対して補償を行う制度を導入しております。詳しい内容は当組合本支店へお問い合わせください。

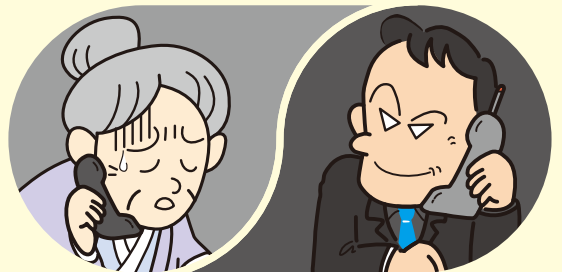
お客さまごとに1日あたりの取引限度額の設定が行えます

平成20年8月1日(金)より、お客さまの口座ごとに「1日支払限度額」「1日振込限度額」を各々設定することができます。また、「他金融機関での取引禁止」「口座開設店舗以外での取引禁止」の設定も可能ですので、詳しくは最寄りの当組合本支店へお問い合わせください。

電話de詐欺に注意して下さい

「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」、「還付金詐欺」など様々な呼び名が存在する特殊詐欺が多発しています。千葉県では特殊詐欺全体を「電話de詐欺」との名称で呼んでいます。

- 電話が掛ってきたら、振込や現金、キャッシュカードを渡す前に必ず事実かどうかを確認し、少しでも不審に思ったら、家族や警察に相談し、詐欺の被害に遭わないように注意して下さい。
- 今後も当組合では、お客さまが被害に遭わないよう、千葉県警察と協力し未然防止に努めて参ります。



不正口座取引防止について

近年、マスコミ等で報道されていますとおり、預金口座を不正に利用して違法な取立て、架空料金請求詐欺等の事件が多発し、大きな社会問題となっています。

こうした動きに対し、当局からも各金融機関に対して預金口座が犯罪行為の温床にならないよう、法令等に則した迅速、厳正、適切な対応を要請されております。

当組合ではこの問題を重大に受け止め、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(犯罪収益移転防止法)や預金規定等に則った対応を下記のとおり実施しておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

- 預金口座等の開設、200万円を超える大口現金取引、10万円を超える現金振込等を行う場合は、犯罪収益移転防止法によりお客さまのご本人確認に加え、取引を行う目的や職業・事業内容等も確認しております。
- 住所、勤務先等が遠方の場合、口座開設のご事情を詳しくお伺いさせていただくことがございます。また、通帳発行につきましては、郵送による方法とさせていただきます。
- 疑わしい取引と判断した場合には、すみやかに当局へ届出ております。
- 口座の不正利用防止のため、以下の場合等には預金取引停止または預金口座を解約させていただきます。
 1. 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず、開設されたことが明らかになった場合
 2. 口座開設時の届出内容に虚偽が明らかになった場合、または口座開設時の提出資料が真正でないことが判明した場合
 3. 預金規定に基づき、偽名口座、借名口座、口座の譲渡等が明らかになった場合、または口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはその恐れがあると認められた場合等

電話de詐欺に対する取り組み

当組合では日頃より、地域の警察署と連携し、電話de詐欺等の被害未然防止に取り組んでおります。

茂原警察署管内金融機関防犯連絡協議会の事務局としても同管内の金融機関とも連携し、防犯活動を行っており、同署より感謝状を贈呈されました。

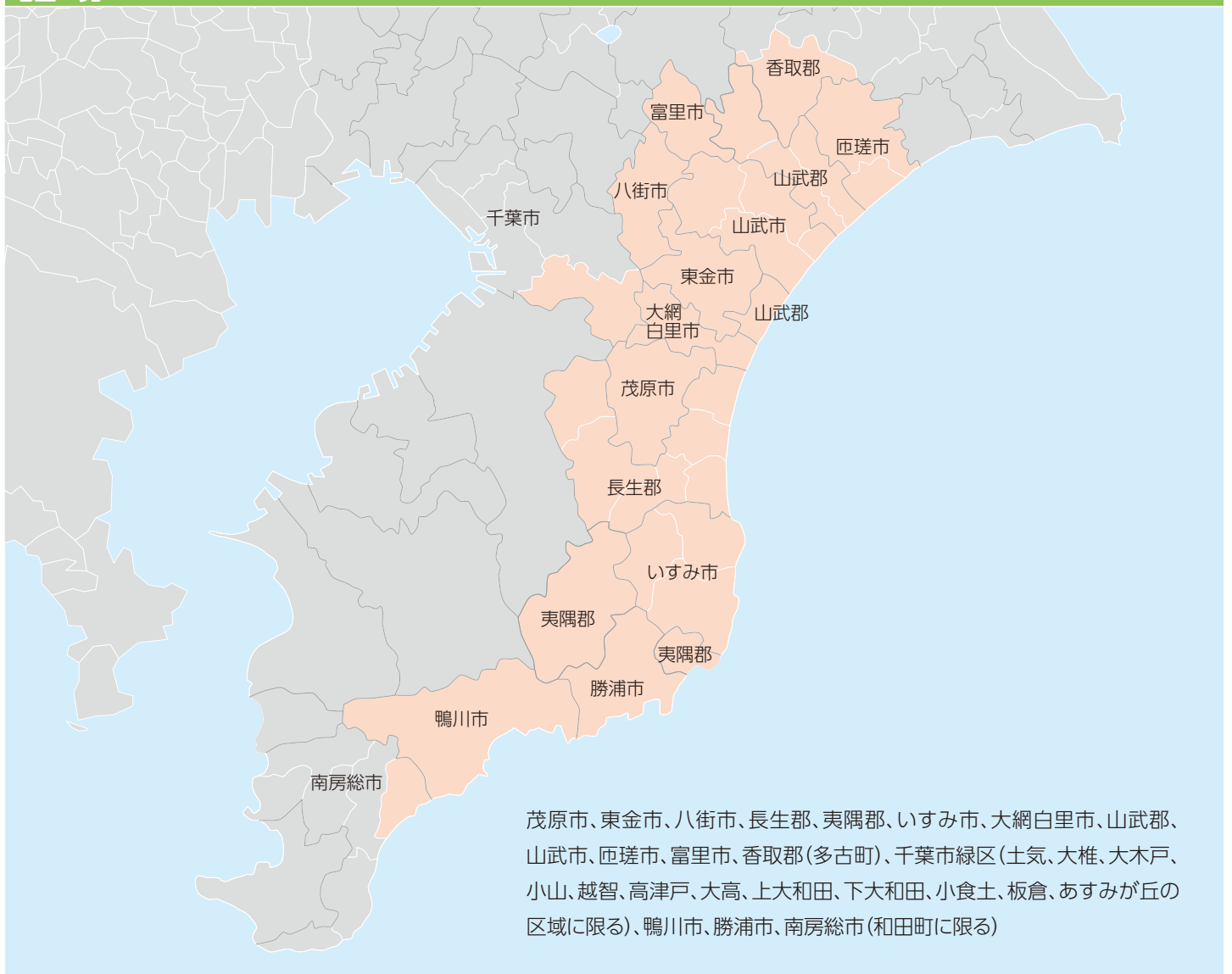
犯行の手口が悪質巧妙化し増加の一途にある「電話de詐欺」の被害を未然に防止するため、「金融機関声掛けマニュアル」を活用し、窓口でお客様にお声掛けをさせていただいております。皆様のご理解とご協力をお願い致します。



索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」で規定されております法定開示項目です。			
ごあいさつ	1	経費の内訳	17
【概況・組織】		* 総資産経常利益率	17
経営理念／経営方針	3	* 総資産当期純利益率	17
* 事業の組織	4	【預金に関する指標】	
* 役員一覧(理事および監事の氏名・役職名)	4	* 預金種目別平均残高	18
* 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	34	* 定期預金金利区分別残高	18
自動機器設置状況	34	預金者別預金残高	18
地区一覧	34	財形貯蓄残高	18
組合員数	2・17	職員1人当り預金残高	18
子会社の状況	21	1店舗当り預金残高	18
【主要事業内容】		【貸出金等に関する指標】	
* 主要な事業の内容	2	* 貸出金種類別平均残高	18
【業務に関する事項】		* 貸出金利区分別残高	20
* 事業の概況	3	* 貸出金担保別残高	20
* 経常収益	17	* 貸出金使途別残高	21
業務純益	17	* 貸出金業種別残高・構成比	21
* 経常利益	17	* 債務保証見返担保別残高	20
* 当期純利益	17	* 預貸率(期末・期中平均)	18
* 出資総額、出資総口数	17	消費者ローン・住宅ローン残高	21
* 純資産額	17	代理貸付残高の内訳	21
* 総資産額	17	職員1人当り貸出金残高	18
* 預金積金残高	17	1店舗当り貸出金残高	18
* 貸出金残高	17	【有価証券に関する指標】	
* 有価証券残高	17	* 商品有価証券の種類別平均残高	取扱いなし
* 単体自己資本比率	17	* 有価証券の種類別・残存期間別残高	18
* 出資配当金	17	* 有価証券種類別平均残高	18
* 職員数	17	* 預証率(期末・期中平均)	18
【主要業務に関する指標】		* 満期保有目的の債券	19
* 業務粗利益および業務粗利益率	17	* その他有価証券	19
* 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	17	* 有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額	19
* 資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利鞘	17・18	【経営管理体制に関する事項】	
* 受取利息、支払利息の増減	17	* リスク管理体制	7
役務取引の状況	17	* コンプライアンス(法令等遵守)態勢	7
その他業務収益の内訳	18	* バーゼルⅡに関する事項	22～28
		* 苦情処理措置及び紛争解決の内容	8
		【財産の状況】	
		* 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書	13～16
		* リスク管理債権及び同債権に対する保全額	20
		* 金融再生法開示債権及び同債権額に対する保全額	20
		* 自己資本充実状況	22～28
		* 有価証券、金銭の信託等の評価	18
		外貨建資産残高	21
		オフバランス取引の状況	17
		先物取引の時価情報	18
		オプション取引の時価情報	取扱いなし
		* 貸倒引当金の内訳(期末残高・期中増減額)	20
		* 貸出金償却額	21
		* 会計監査人による監査	16
		* 代表理事による適正性・有効性の確認	16
		【その他の業務】	
		内国為替取扱実績	21
		外国為替取扱高	21
		公共債窓販実績	21
		公共債引受額	21
		手数料一覧	30
		【その他】	
		沿革・あゆみ	4
		個人情報保護宣言	8
		総代と総代会について	5～6
		報酬体系について	6
		インターネットバンキングサービス	29
		ディスクロージャー誌掲載用語集	31
		ぼうしんからのお願い	32
		【地域貢献に関する事項】	
		* 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組状況	9
		地域貢献に関する情報	9～12
		「経営者保証のガイドライン」への対応	10

店舗一覧表 (令和7年6月末現在)				
店 名	住 所	電 話	FAX	ATM
本 部	茂原市高師町1丁目10番地5	0475(22)5111	0475(23)9777	
本 店	茂原市高師町1丁目10番地5	0475(22)6111	0475(22)6112	3
本納支店	茂原市本納1773番地	0475(34)3302	0475(34)3318	2
一宮支店	長生郡一宮町一宮3089番地	0475(42)2061	0475(42)2071	2
長南支店	長生郡長南町長南2474番地の4	0475(46)1159	0475(46)1303	1
夷隅町支店	いすみ市荻谷189番地の1	0470(86)2150	0470(86)3689	1
岬支店	いすみ市岬町長者183番地の1	0470(87)2214	0470(87)7696	1
大原支店	いすみ市大原9231番地の3	0470(62)2225	0470(63)1807	1
白子支店	長生郡白子町五井1708番地の1	0475(33)3612	0475(33)3594	2
岬東支店	いすみ市岬町椎木1781番地3	0470(87)3166	0470(87)5971	1
鴨川支店	鴨川市横渚283番地の7	04(7092)1221	04(7093)1277	2

地区一覧



ぼうしんの
マスコットキャラクター
「な〜ぼ〜」です。

☆菜の花の妖精

☆性格は明るくおおらか

☆抜群の笑顔が
チャームポイント!

☆特技は、人を笑顔にすること

【菜の花】と【笑顔】をイメージしています。



房総信用組合

〒297-8611 千葉県茂原市高師町1-10-5

TEL:0475-22-5111

<https://www.boshin.jp>